

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

**住み慣れた地域で、できる限り自立し、  
つながり、共に支え合い、  
安心して暮らすことができるまちづくり**

第八次計画においては、第七次計画の基本理念を継承し、「住み慣れた地域で、できる限り自立し、つながり、共に支え合い、安心して暮らすことができるまちづくり」を基本理念とします。

2020年（令和2年）に地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律が成立しました。国の基本指針においては、今後高齢化が一層進む中で、包括的な支援体制の構築などの社会福祉基盤の整備とあわせて介護保険制度に基づく地域包括ケアシステムの推進や地域づくりなどに一体的に取り組むことで、地域共生社会の実現を図っていくことが必要とされています。

本市においては、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります。

第八次計画の基本理念と共生社会の理念に基づき、「支える側」と「支えられる側」という関係を超えて、地域共生社会の実現に向け、全ての市民が、それぞれの役割を持ち地域づくりなどに参画し、共に支え合い、暮らすことができるまちを目指します。

## 2 基本方針

### 基本方針1 地域包括ケアシステムの深化・推進

誰もが住み慣れた地域で、安心して自分らしい暮らしを続けるためには、住まいをはじめ日常生活を送るために必要な支援やサービスを受けるとともに、地域における支援体制づくりが重要です。

地域共生社会の実現に向け、支援を必要とする人が抱える複雑で複合的な地域課題を把握し、関係機関との連携などにより包括的・重層的な支援体制の構築を図ります。

認知症施策については、認知症基本法、認知症施策推進大綱に基づき、認知症の人を含めた市民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会の実現を目指します。

また、在宅生活を継続することや在宅看取りを支援するため、医療・介護の連携を更に強化し、切れ目のない医療・介護を提供できる体制づくりを推進します。

さらに、近年の災害発生や新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、平時から関係部局・関係機関と連携し、感染や災害が発生した場合であっても必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築します。

### 基本方針2 介護予防・健康づくりの推進

高齢者が住み慣れた地域で自身の能力に応じて自立した生活を送るための支援や環境づくりが必要です。

健康寿命の延伸を目指し、若い世代からの健康づくり支援に取り組むとともに、高齢者が健康づくりや介護予防に自ら取り組めるよう支援を充実するとともに、高齢者本人の心身機能の向上を図るための介護予防事業の充実を図ります。

また、高齢者が身近な地域で参加できる生きがいづくりや交流の機会の充実、様々な活動に主体的に参画できる環境づくりを推進します。

### 基本方針 3 高齢者の生活を支える体制づくりの推進

高齢者が住み慣れた地域で尊厳を持ち、安心して暮らすことができるよう、環境を整備する必要があります。

多様な生活支援のニーズに対応できるよう、地域の団体や事業者、住民等、多様な主体による生活支援サービスの提供体制の充実を図るとともに、家族介護者への支援の充実を図ります。

また、高齢者の権利を守るため、虐待防止に向けた取組や権利擁護の取組を進めるとともに、就労や住まいの確保に向けた取組を推進します。

### 基本方針 4 介護保険サービスの充実

本市における介護保険サービスを持続可能かつ良質なものとして維持するためには、中長期的な地域の人口動態やサービス需要を踏まえたサービス提供体制の構築が重要です。

適切な介護サービス等を提供するために、地域の実情などに応じた介護サービス体制の整備を図るとともに、適切な介護施設の整備を図ります。介護保険料との負担のバランスを考慮しながら、円滑な介護保険制度の運営に努めます。

また、介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度の構築に資するため、介護給付適正化計画に基づき、介護給付の適正化に取り組みます。

### 3 施策体系

